

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年4月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701051号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800002号

第1 結論

昭和57年9月から同年12月までの請求期間並びに昭和58年8月及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年9月から同年12月まで
② 昭和58年8月及び同年9月

私の国民年金の加入手続については、私自身に記憶はないが、私が昭和55年3月に短期大学を卒業した後、A県B町(当時)で自営業をしていた両親が行い、国民年金保険料も支払ってくれたと思う。

その後、昭和55年10月にC県の会社に就職して厚生年金保険の被保険者になったが、昭和57年9月に退職し、請求期間①については、D県に転居して印刷会社でアルバイトをしていた。

昭和58年1月からその会社で正社員として厚生年金保険に加入したが、請求期間①の国民年金保険料を支払うことができないまま、体調を崩して同年8月に退職して実家のB町に戻った。

時期は覚えていないが、父に国民年金のことで相談したところ、保険料を未納にしたことを叱られ、父と一緒に車でB町役場に行った。父が役場の窓口で保険料を支払ったとき、担当者に私の年金記録で保険料の納付が漏れているところはないか確認していたことを覚えているので、請求期間①及び②の保険料を支払ってくれたと思う。その後は国民年金保険料を生活費に含めて母に渡し、両親の保険料と一緒に納付してもらっていた。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号は、請求者から提出された年金手帳及び国民年金被保険者台帳管理・手帳記号番号払出簿により、請求者の主張のとおり、昭和55年4月1日を資格取得日として同年4月3日にB町で払い出されていることが確認できる上、請求者に係るオンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和55年4月から同年9月

までの期間に係る国民年金保険料について定額保険料に加え付加保険料を納付していることが認められる。

請求者は、昭和 58 年 8 月に会社を退職し、実家のある B 町に戻った後に、請求者の父親が B 町役場において請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してくれたかと思うとしているところ、請求者の国民年金に関する B 町からの照会に対する C 市 E 区の昭和 59 年 1 月 18 日付け「国民年金被保険者記録について（回答）」には、請求者が昭和 55 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した旨が記載され、同様の照会に対する F 市からの回答には、「F 市では（国民年金に）未加入と思われます。」と記載されていることが認められる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 58 年 8 月 10 日付けで C 市から B 町へ住所が変更された記録及び C 市 E 区を管轄する社会保険事務所（当時）から B 町を管轄する社会保険事務所へ昭和 59 年 1 月 31 日に当該被保険者台帳が移管された旨の記載が認められる。

以上のことから、請求者の父親は、昭和 59 年 1 月頃に B 町において請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の再加入手続を行ったことが推認できるところ、当該再加入手続時点において、請求期間①の保険料については過年度納付が可能であり、請求期間②の保険料については現年度納付することが可能である。

さらに、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間②直後の国民年金保険料は納付済みであることが認められる上、請求期間①は 4 か月、請求期間②は 2 か月といずれも短期間であり、これらの期間を除き請求者の国民年金加入期間中に保険料の未納はない。

加えて、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の両親は、オンライン記録によると、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間の定額保険料を全て納付している上、昭和 45 年 10 月からは、定額保険料に加え付加保険料も納付していることが認められる（母親の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間を除く。）。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700992号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800002号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成4年6月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年6月から平成6年10月までの標準報酬月額については20万円から53万円、同年11月から平成7年9月までの標準報酬月額については20万円から59万円とする。

平成4年6月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月1日から平成9年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に比べ低く記録されている。当時、同社が社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の指導に基づき、私の標準報酬月額を遡及して減額する届出を行ったものと思われるが、このことは、私には通知されていなかったため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間のうち平成4年6月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初、平成4年6月1日から平成6年11月1日までは53万円、同年11月1日から平成7年10月1日までは59万円と記録されていたところ、同年5月2日付けで、平成4年、平成5年及び平成6年の定時決定の記録が取り消され、同日付けで、平成4年6月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主は、平成7年5月当時は社会保険料を滞納していたことから、請求者の標準報酬月額を遡及して減額する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に押印せざるを得なかった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年5月2日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えるが、請求者について平成4年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処

理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成4年6月1日から平成7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、平成4年6月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち平成7年10月1日から平成9年6月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成7年及び平成8年に係る定時決定はそれぞれ、平成7年8月11日及び平成8年8月12日に処理されており、遡って標準報酬月額の減額処理は行われていない。

また、請求者は、平成7年10月1日から平成9年6月1日までの期間に係る給与明細書を保有していない上、A社の事業主は、会社閉鎖により資料を保存していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の平成7年10月1日から平成9年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成7年10月1日から平成9年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701042号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800001号

第1 結論

昭和53年*月及び同年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月及び同年*月

私は、母から私の国民年金保険料はきちんと納付していると聞いている。同居していた私の両親と兄は保険料が納付済みとなっているのに、私の請求期間の保険料だけが未納と記録されているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理日(昭和60年1月28日)及び請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和60年1月頃に行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者はA市から転出したことがなく、上記加入手続時点に払い出された請求者の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の国民年金番号を確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないため、請求期間の保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。